

平成 24 年 10 月 30 日

当社及び島田紳助氏 対 講談社の訴訟について第一審判決のお知らせ

ファンのみなさま
関係者 各位

吉本興業株式会社
代表取締役 大崎 洋

当社及び島田紳助氏が、平成 23 年 10 月 3 日付発売の週刊現代に掲載された「切っても切れない『島田紳助と暴力団』」、「紳助、あんたはヤクザだ」、「紳助と山口組極心連合会幹部が同席した『不動産取引』」等と題する記事に関して、株式会社講談社（代表取締役：野間省伸）及び同誌の編集長である鈴木章一氏に訴訟提起していた事件について、本日、東京地方裁判所において判決がありましたので、以下のとおりご報告いたします。

同記事は、

- ①当社グループが、島田氏が暴力団構成員であると同様の社会的非難を受けるような行動をしていることを知りながら専属契約を続けていたとの事実。
- ②島田氏が、暴力団員と不動産取引の場に同席し、暴力団と一体となって不動産取引を行っていたとの事実等。

をそれぞれ摘示しておりました。

裁判所は、上記事実のうち、①については、これが名誉毀損に該当する旨を言明したうえ、講談社及び鈴木氏について、当社に対して 110 万円を支払うことを命じました。

一方、②については、講談社側の取材に落ち度がないこと指摘してその訴えを退けました。

なお、本判決は、上記②について真実であることを認めたものではありませんので、ご留意ください。

しかしながら、上記のうち、島田氏の訴えに関連する②の部分については、氏名や経歴を明らかにできない不詳者からの取材しか行われていないにもかかわらず、その信用性を評価して訴えを退けるものであって、島田氏としても、当社としても、到底、承服できるものではありません。島田氏からは、即刻、控訴する意向であることを聞いております。また、当社としても、認容された賠償金額及び謝罪広告の請求が認められなかった点について、満足のいくものではなく、控訴を行う予定であります。

当社を支えてくださるファンの皆様並びに関係各位には、大変ご心配をおかけいたしておりますが、何卒、ご理解とご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以 上